

厚生労働大臣 殿
三菱ウェルファーマ株式会社 御中
株式会社 ベネシス 御中
日本製薬株式会社 御中

肝炎問題に関する全面解決要求書（案）

2006（平成18）年5月 日
薬害肝炎全国原告団

私たちは、血液凝固因子製剤によってC型肝炎に感染させられた、薬害肝炎被害者です。

今日350万人とも推定されている日本のウイルス性肝炎患者は、血液製剤や輸血用血液、汚染注射器等を介して医原性に感染させられた人たちです。これらの被害は医薬品行政、血液事業、感染症対策等の医療行政の誤りに基づくものです。

そこで、私たちの人間の尊厳を回復するために、そして、この国のすべてのウイルス性肝炎患者の被害回復のために、私たちは、国と製薬企業に対し、次のとおり要求します。

第一 責任の明確化と謝罪を

- 1 フィブリノゲン、クリスマシン、PPSBニチヤク等の血液凝固因子製剤によって肝炎感染被害を引き起こした国及び製薬企業が法的責任を認め、謝罪すること
- 2 ウイルス性肝炎を蔓延させた医療行政の誤りを認め、国が謝罪すること

第二 責任に基づく被害回復を

- 1 国および製薬企業は、薬害肝炎被害者の全被害を回復するにふさわしい賠償を行うこと
- 2 国は、フィブリノゲンを納入した全医療機関に対して、患者の追跡調査を指示し、特定された患者に対して投与事実を告知し、肝炎検査の勧奨を指導し、その結果を速やかに公表すること

第三 真相究明と再発防止を

- 1 国・被告企業・日赤が有する血液事業に関する内部情報を公開し、ウイルス性肝炎感染の真相究明を目的にして、国が外部機関を設置すること

- 2 外部機関が、ウイルス性肝炎の感染原因の遡及的調査など、透明性の高い徹底した真相究明調査を行い、その調査結果を公表し、安全確保対策を検討して公表した上、国が当該対策を実施して再発防止策を実現すること
- 3 国が、新薬の承認制度及び再評価制度を見直し、有効性・安全性についてより厳格に審査すること、並びに再評価制度について迅速・透明な処理をすること

第四 恒久対策を

国が、次の対策を講ずること

- 1 ウイルス性肝炎の治療体制の整備
 - ウイルス性肝炎に対する新しい治療法の研究・開発を促進すること
 - 二次医療圏ごとに専門医療が受けられるように専門医を配置した医療機関を整備すること
 - 地域がん診療拠点病院を整備して、肝臓の治療体制を促進すること
- 2 医療費・生活支援
 - 治療中のウイルス性肝炎患者に対し、下記制度改善を行う他、医療費及び生活支援を実施すること
 - 医療保険の高額療養費制度の「特定疾病」（自己負担限度額 1 万円）とすること
 - 「障害厚生年金（3 級）」の認定基準を緩和すること
 - 「身体障害者福祉法」の内部障害と認定すること
- 3 検査体制の整備
 - ウイルス性肝炎の早期発見・早期治療を実現するための公費による検査体制を整備すること
- 4 差別・偏見の一掃
 - ウイルス性肝炎の正しい知識を啓蒙・啓発し、ウイルス性肝炎に関する差別・偏見を一掃すること
 - 特に就学、就職差別をなくすよう具体的な施策を実現すること

第五 定期協議を

本要求などウイルス性肝炎対策を全面的・継続的に実施するため、厚生労働大臣が薬害肝炎全国原告団・全国弁護団との間で、年 1 回の協議の場を設置すること

以 上